

各国情報及びガイダンス

中国：キリスト教徒

序文

この文書は、中国の国民・居住者によって行われる申請及び中国についての出身国情報（COI：Country of Origin Information）を処理する際に、内務省（Home Office）の意思決定者にガイダンスを提供する。これには、申請が庇護、人道的保護、又は裁量的許可の提供を正当化することができるか、及び申請が拒絶された場合に 2002 年国籍、移住及び庇護法（Nationality, Immigration and Asylum Act 2002）94 項に基づいて「明らかに根拠がない」と認定できる可能性があるかが含まれる。

意思決定者は、この文書に含まれるガイダンス、入手できる COI、適用される判例法、及び関係政策に関連する内務省のケースワーク・ガイダンスを含む、各事例に固有の事実並びに全ての関連する証拠を考慮して、個別に申請を検討しなければならない。

このインストラクションにおいて、個別のガイダンスへのリンクは内務省の内部システムへのリンクである。これらの文書の公開バージョンは、<http://www.gov.uk/immigration-operational-guidance/asylum-policy> で入手できる。

各国情報

この文書における COI は、（通常は）英語で公開されている広範囲の外部情報源から編集されている。情報の妥当性、信頼性、正確性、客観性、最新性、透明性、及び追跡可能性に考慮が払われており、正確性を確保するために個別の情報源の全体で用いられている情報を確認するように可能な限り努力が払われている。引用されている全ての情報源は、脚注で参照されている。これは、2008 年 4 月付の出身国情報（COI）を処理するための共通欧州連合ガイドライン（Common EU [European Union] Guidelines for Processing Country of Origin Information (COI)）、及び欧州庇護支援事務所の調査ガイドライン（European Asylum Support Office's research guidelines）、2012 年 7 月付の出身国情報報告方法（Country of Origin Information report methodology）に準拠して調査され、提示されている。

フィードバック

我々の目標は、我々が提供するガイダンスと情報を常に改善し続けることである。したがって、この文書について意見がある場合は、cpi@homeoffice.gsi.gov.uk まで E メールを送信していただきたい。

国別情報に関する独立諮問機関

国別情報に関する独立諮問機関（IAGCI : Independent Advisory Group on Country Information）は、2009 年 3 月に、国境・移民局独立首席調査官（Independent Chief Inspector of Borders and Immigration）に対して内務省の COI 資料の内容に関する勧告を行う目的で、同調査官によって設立された。IAGCI は、内務省の COI 資料に関するフィードバックを受け付けている。IAGCI の任務及び IAGCI により審査されている COI 文書のリストに関する情報は、独立首席調査官の下記ウェブサイトで閲覧することができる。

<http://icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews>

内務省の資料、手続き、又は政策を承認することは、IAGCI の任務ではない。

IAGCI の連絡先は次のとおりである。

国境・移民局独立首席調査官
5th Floor, Globe House,
89 Eccleston Square,
London, SW1V 1PN
E メール: chiefinspectorukba@icinspector.gsi.gov.uk
ウェブサイト: <http://icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews>

目次

序文	
パラグラフ	
ガイダンス	1
申請の理由	1.1
諸問題の要約	1.2
諸問題の考察	1.3

情報	2
概観	2.1
キリスト教徒の法的枠組み及び立場	2.2
プロテスタント及びカトリックのキリスト教徒	2.3
キリスト教徒に対する暴力	2.4

背景

付属書類 A： 背景	
付属書類 B： 判例	
QH (Christians - risk) China CG [2014] UKUT 00086 (IAC) (2014 年 3 月 14 日)	

1. ガイダンス

2014 年 6 月 13 日更新

1.1 申請の理由

1.1.1 その者のキリスト教の信仰及び／又は未登録のキリスト教教会との関係を理由とする中国当局への恐れ。

1.2 諸問題の要約

- その者がキリスト教徒であることは承認できるか。
- その者は登録された教会又は未登録の教会のいずれに所属しているか。
- その者は中国当局からの現実的な危険に直面しているか。
- 危険に直面している者は有効な保護を求めることができるか。
- 危険に直面している者は中国国内を移動できるか。

1.3 諸問題の考察

その者がキリスト教徒であることは承認できるか。

1.3.1 意思決定者は、その者の宗教的背景とキリスト教徒としての経験の報告が内部的に

一貫して信用できるか、並びに外部的に信用できるか（すなわち、客観的な各国情報と一致しているか）を考察しなければならない。

庇護指導—信ぴょう性の評価に関する庇護指令の手続きガイダンスを参照のこと

その者は登録された教会又は未登録の教会のいずれに所属しているか。

1.3.2 中国におけるキリスト教徒の数は不明だが、一般的には 6,000 万人を超えると推定されている。公式に登録された教会は需要を満たす十分な収容力がないため、不法の、未登録の教会が急増している。

1.3.3 中国では、3 つの登録された教会と未登録の教会すなわち「家庭」教会の双方において、キリスト教徒の数が急増している。個人は、礼拝の好みに従って、登録された教会と未登録の教会との間で自由に移動している。

各国情報を参照のこと

1.3.4 中国の憲法は宗教の自由を保証しているが、中国当局はあらゆる点で宗教上の礼拝を規制しようとしている。宗教の自由と活動に対する制限は広範囲に及んでいるが、その厳しさは地域に応じて様々である。全ての宗教団体は、当局に登録することが要求される。中国においてキリスト教徒が直面する取扱い、概して彼らが登録された教会に所属しているか、又は未登録の（しばしば「家庭」教会と呼ばれる）教会に所属しているかによって異なる。

各国情報を参照のこと

その者は中国当局からの危害及び／又は虐待の危険に直面しているか。

1.3.5 QH（2014 年 3 月）の各国ガイダンスの場合においては、上級裁判所（Upper Tribunal）は、概して中国で信仰を表明して生活しているキリスト教徒に対する迫害の危険性は非常に低く、実際統計的にはほぼ取るに足らない程度であると決定した。未登録の教会又はその礼拝者に対する一貫したパターンの迫害、重大な危害、又は他の基本的人権の侵害があるという結論を裏付ける証拠はない（決定のパラグラフ 137）。

QHを参照のこと

- 1.3.6 概して、中国当局によるキリスト教徒コミュニティに対する何らかの過酷な取扱い
は、教会としての使用に関する計画許可が得られていない場合の教会建物の閉鎖及び
／又は許可を得ない公然とした礼拝やデモの防止や妨害にとどまっていることを示
す証拠がある（決定のパラグラフ 137）。
- 1.3.7 未登録の教会で礼拝することを選択し、かつ彼ら自身に又は政治的、社会的もしくは
文化的な見解に地元当局の注意を引くような方法で行動する特定の個人のキリス
ト教徒に関して、国際的な保護が必要となるような迫害、重大な危害、又は虐待の危
険性が生じる可能性がある（決定のパラグラフ 137）。

QHを参照のこと

- 1.3.8 例外的に、社会的秩序並びにキリスト教教会及びその指導者が中国国内で活動する
ことができる条件を定める 2005 年宗教関係規則（Religious Affairs Regulations
2005）の運用を批判するか又は批判していると認められる特定の反体制の司教又は著
名な個人に関して、事実に応じて国際的な保護が必要となるような迫害、重大な危害、
又は虐待の危険性が生じる可能性がある（決定のパラグラフ 137）。

各国情報を参照のこと

危険に直面している者は有効な保護を求めることができるか。

- 1.3.9 その者が恐れるのは中国当局による虐待／迫害であるため、彼らは当局に保護を求
めることはできない。

庇護指導を参照のことー

庇護指導ー庇護申請の考察と信用性の評価を参照のことー

危険に直面している者は中国国内を移動できるか。

- 1.3.10 上級裁判所は、QH において、未登録の教会に対する地元の役人の対応が様々であ
ることを考慮に入れると、地元で危険にさらされている個人のキリスト教徒は正常
に中国の別の場所に安全に移動できると決定した（決定のパラグラフ 137）。
- 1.3.11 これに対する例外は、その者に逮捕状が発付されているか、その者の氏名がブラッ
クリストに載っているか、又はその者が判決待ちの状態である場合である。

中国 OGN2013 年 10 月内に含まれる保護の当事者のガイダンスを参照のこと

1.3.12 国内移動の規模や中国の広大な地理的規模と膨大な人口を考慮すると、適切な戸籍（hukou）がないことだけでも、国内移動は不合理に又は不当に厳しいものにはならない。

政策の要約

国内移転における庇護指導を参照のこと

裁判所は、一般に中国で信仰を表明して生活しているキリスト教徒に対する迫害の危険は非常に低いと判断している。一般に、未登録の教会からの者も含めて申請者の大半について、取扱いには迫害に相当する可能性は少ない。

未登録の教会で礼拝することを選択し、かつ彼ら自身に又は政治的、社会的もしくは文化的な見解に地元当局の注意を引くような方法で行動する反体制の司教又は特定の個人のキリスト教徒に関して、国際的な保護が必要となるような迫害、重大な危害、又は虐待の危険性が生じる可能性がある。

中国 OGN2013 年 10 月内の国内移転に関するガイダンスを参照のこと

QHを参照のこと

しかしながら、未登録の教会に対する地元の役人の対応が様々であることを考慮に入れると、地元で危険にさらされているほとんどの個人的なキリスト教徒は正常に中国の別の場所に安全に移動できる。例外は、その者に逮捕状が発付されているか、その者の氏名がブラックリストに載っているか、又はその者が判決待ちの状態である場合である。

各国情報を参照のこと

一般に、キリスト教徒の信仰に基づいた中国での迫害を恐れる者は、庇護や人道的保護の付与を受ける資格を与えられる可能性は低い。

申請が拒絶される場合は、2002 年国籍、移住及び c 庇護法第 94 条に基づいて「明らかに根拠がない」と認定できる場合である。

2002 年国籍，移住及び庇護法第 94 条の下の未決でない申請認定の庇護手続きガイダンスを参照のこと

2. 情報

2.1 概観

2.1.1 政府は，宗教に対する国家の規制に重点を置いており，それが社会の安定を含めた国家又は中国共産党（CCP：Chinese Communist Party）の利益を脅かすものとみなされる場合，又はその可能性があるものとみなされる場合でも，宗教の信者の活動と個人の自由を制限している。地元当局は，しばしば，登録されていない宗教の信者に愛国的団体に所属するように圧力をかけ，未登録の宗教団体又はスピリチュアル・グループのメンバーを処罰するために行政拘留を含めた様々な手段を用いている。しかしながら，国内の一部の地域では，地元当局は，未登録の団体の活動を黙認するか，又はそれに介入していない。2012 年 2 月には，国家宗教事務局（SARA：State Administration of Religious Affairs）と他の 5 つの機関が，災害救援と社会奉仕活動への宗教団体の関与を支持する意見を合同で発表しており，表面的には一般公衆に支援を提供する信仰に基づく団体に新たな道を切り開くものとなった。

2.1.2 1999 年以降，米国国務長官（US Secretary of State）は，特に宗教の自由の重大な侵害に関して国際宗教自由法（the International Religious Freedom Act）に基づいて中国を「特に懸念される国」（CPC：Country of Particular Concern）に指定している。中国は，2011 年 8 月に，CPC に再び指定された。2012 年中には，政府は，1,000 名を超える未登録のプロテスタント教徒を拘留し，「不法の」会合場所を閉鎖し，公然とした礼拝活動を禁止した。未登録のカトリックの聖職者が拘留中であるか，又は行方不明となった。認可された宗教団体に特定の慈善活動を実施することを許可する新たな指令が 2012 年に発布された。

2.1.3 キリスト教信仰は中国において急成長している現象であり，キリスト教に対する様々な公式の及び社会的な制裁にもかかわらず，大半のキリスト教徒は重大な困難に直面することなく礼拝を行い，実践することができる。数百万人の中国人キリスト教徒が信仰を公然と表明しており，政府高官は社会における宗教的コミュニティの積極的な役割を賞賛して，認可された宗教団体が「経済的及び社会的な発展」及び「社会主義的原則」を促進するように勧告している。

2.2 キリスト教徒の法的枠組み及び立場

2.2.1 中国政府は、あらゆる個人が自由に「宗教又は信仰」を選択し、「礼拝、儀式、及び実践」を通して信仰を表明する権利を持つことを規定する市民的及び政治的権利に関する国際規約（ICCPR : International Covenant on Civil and Political Rights）に調印はしているが、批准していない。憲法は、宗教的信仰を持つ権利又は持たない権利を定めており、個人は「何らかの宗教を信仰するか、又は信仰しない」市民を差別することはできない。刑法は、政府の役人が信仰の自由を侵害した場合、国家が彼らに 2 年以下の禁固を宣告することを許している。2012 年には、このような起訴の事例は報告されなかった。2013 年米国国際宗教自由報告（US International Religious Freedom Report 2013）によれば、憲法が規定する宗教の自由の保護に基づいて政府に対して訴訟を起こすことはできない。

2.2.2 中国共産党（CCP）のメンバーは、無神論者であることを要求され、宗教的实践に参加することを禁じられている。宗教団体に所属しているメンバーは、除名される。公職に就いている者の大多数は CCP のメンバーである。

2.2.3 5 つの国の認可を受けた「愛国的宗教団体」（仏教、道教、イスラム教、ローマカトリック、及びプロテスタント）のいずれかに属する宗教団体のみが、政府に登録して、合法的に礼拝儀式を行うことを許可されている。公式の愛国的宗教団体に属さないプロテスタント団体又はバチカンへの忠誠を表明するカトリック団体などの他の宗教団体は、合法的な組織として登録することを許可されていない。公の場での布教活動又は未登録の礼拝場所は、許可されていない。特定の宗教団体又はスピリチュアル・グループは、法律により禁じられている。そのような団体の中でも、政府は、「シャウターズ（Shouters）」、東方閃電（Eastern Lightning）、信奉者社会（Society of Disciples）、全範囲教会（Full Scope Church）、その他の多数の団体を含む、いくつかのプロテスタント団体を「邪悪なカルト教団」とであるとみなしている。これらの団体に属する者は、これらの団体（「邪悪なカルト教団」）の会員であることが法律によって禁じられていることに基づいて禁固刑を宣告される可能性がある。中国共産党は、法輪功運動（Falun Gong movement）を壊滅し、（最近では）「邪悪な（プロテスタント）カルト教団」に対処するために、異端宗教問題の防止及び取扱いのための指導小グループ（Leading Small Group for Preventing and Dealing with the Problem of Heretical Cults）と「6-10 弁公室（6-10 offices）」の実施を継続している。

2.2.4 フリーダム・ハウス（Freedom House）によれば、中国における宗教の自由は、激しく抑圧されている。宗教的及び民族的な少数派は、2012 年には弾圧の主要な標的であり、数名の抑留者の死亡が報告されている。全ての宗教団体は、政府に登録しな

ければならず、政府がその活動を規制し、人事の決定を行い、その神学を指導している。特定の仏教とキリスト教の宗派を含むいくつかの団体は禁止されており、そのメンバーは嫌がらせ、禁固、及び拷問に遭っている。非公式のプロテスタントとローマカトリックの信徒団を含む未登録の団体は、法的にグレーゾーンで活動している。それらに対する国家の許容度は、場所によって様々である。

- 2.2.5 公式のセミナー又は他の宗教学習機関への入学を求める者は、公式の愛国的宗教団体の支持を得なければならない。政府は、学生に「政治的な信頼性」を証明することを要求し、政治的な問題は全ての宗教学校の卒業試験に含められている。登録された宗教団体も未登録の宗教団体も、訓練された聖職者の不足を報告している。

2.3. プロテスタント及びカトリックのキリスト教徒

- 2.3.1 中国には 2,300 万人から 4,000 万人のプロテスタントのキリスト教徒がいると推定されているが、情報源によって数字は様々である。国際的なキリスト教団体である「オープン・ドアーズ (Open Doors)」は、中国には様々な宗派のキリスト教徒が約 8,500 万人いると推定している。加えて、SARA によれば、中国本土には 600 万人を超えるカトリック教徒がおり、そのうち 570 万人は中国愛国会 (CPA : Chinese Patriotic Association) に所属している。中国政府とローマ教皇庁 (Holy See) は外交関係を確立しておらず、バチカンに中国に代表者がいない。CPA は司教を任命するローマ教皇庁の権限を認めておらず、約 40 名のカトリックの司教は CPA とは無関係で、非公式に活動している。CPA は、バチカンが控えめに介入して数名の司教を選任するのを認めており、CPA の司教の推定で 90% がバチカンと和解している。しかしながら、一部の地域では、地元当局は、未登録のカトリックの司祭と信者にローマ教皇庁により認可された全ての聖職叙任式を放棄するように圧力をかけていると伝えられている。以前に CPA の司教として政府から任命されたカトリックの司教のほとんどは、後に教皇命令 (apostolic mandates) を通してバチカンによって昇格させられている。

- 2.3.2 若干の和解的行動にかかわらず、中国政府とバチカンとの間の関係は、問題をはらんでいる。中国は、バチカンの承認を得ずに叙任された司教を教会の監督と管理の地位に昇格させ続けている。3 名の司教を含む数十名の未登録のカトリックの聖職者が拘留されているか、自宅軟禁されているか、又は「行方不明」となっている。Shanghai の補佐司教として 2012 年 7 月の聖職叙任式中に国の認可を受けたカトリック愛国会 (Catholic Patriotic Association) を公然と離脱したカトリックの司教 Ma Daqin は拘留中であり、その所在は不明である。

2.3.3 BBC のコメンテーターは、中国におけるキリスト教徒の数の様々な推定に言及して、控えめに見積もって約 6,000 万人であるが、多くの独自の推定は全てこれが過小評価であることで一致していると述べた。同 BBC の報告は、カトリックとプロテスタントは中国政府によって 2 つの別の宗教として指定されていると述べている。プロテスタントもカトリックも、公式の教会と非公式の教会に分けられている。公式の認可を受けたカトリック愛国会は独自の司教を任命しており、カトリックは教皇の霊的権威を認めることは許可されているにもかかわらず、バチカンと関係を持つことは許可されていないことが報告されている。バチカンによってサポートされているより大規模な秘密のカトリック教会が存在する。しかしながら、中国政府とバチカンは、相互和解に向けてより密接に徐々に動いていると伝えられている。

2.3.4 政府は、未登録のキリスト教徒の団体を国の認可を受けた団体に所属するよう「指導」し、それらが「迷信」を促進するという理由から未登録の仏教、道教、又は民間の宗教団体の増加を阻止しようとしている。カトリック、プロテスタント、仏教、及びスピリチュアル・ムーブメントは、とりわけ、彼らが信者の姓名と連絡先情報を提出すること、指導者の決定を政府若しくは政府の認可を受けた宗教団体のうちの 1 つに提出すること、又は全ての主要な宗教活動若しくは神学的立場に関して事前の許可を求めることを拒絶しているため、相変わらず公式に認可を受けた宗教団体に所属していない。それらの団体はまた、過去の迫害を考えて、政府の監督を信頼していない。

2.3.5 中国政府は、政府の認可を受けた教会で礼拝しているプロテスタントの宗教活動を制限し、中国の憲法によって保護されている宗教活動について未登録のプロテスタント教徒に対する、嫌がらせや迫害、脅迫監禁を続けている。2012 年中には、警察と保安当局は、ほぼ 1,500 名のプロテスタントを拘留し、何人かは長期的に自宅軟禁され、18 名の宗教指導者に懲役又は再教育を言い渡し、教会に嫌がらせをして閉鎖し、公然とした礼拝活動と学生への普及を抑圧した。

2.3.6 中国のプロテスタント教徒の大半は、政府の認可を受けた三自愛国運動（TSPM : Three-Self Patriotic Movement）又は中国基督教協会（CCC : China Christian Council）への所属を拒絶する「家庭教会」運動に所属している。政府は、全てのプロテスタント団体がこれらの公式に認可を受けた宗教団体のうちのいずれかに登録し、所属することを要求している。この規定の執行は様々であり、いくつかの教会

は公然と定期的に数百名から数千名の信者を伴う会合を行っているが、公式に認可を受けた宗教団体のうちのいずれかに登録し、所属しない団体は、法的には違法である。政府は、家庭で又は小規模なグループで会合する団体には概ね寛大であるが、その会員数が急速に増加しているか、その指導力があまりに人気が高まるか、州の境界を超えて組織化されるか、又はその宗教活動が民族的若しくは社会的な「調和」を混乱させるものと認められる、広範囲の外国との連携を有する宗教団体に対して疑念を持って監視し続けている。

2.3.7 2014 年 4 月に発表された米国国際宗教自由委員会（United States Commission on International Religious Freedom）の 2013 年報告書（中国）は、独立的なカトリック教徒とプロテスタント教徒が逮捕、罰金、及び礼拝場所の破壊に直面していると報告している。報告書は、次のように述べている。

「国の認可を受けた宗教団体に所属することを拒絶するプロテスタント教徒とカトリック教徒は、指導者を傷つけたり困らせたり、逮捕、拘留、及び財産破壊を含む、過酷な制限に直面し続けている。中国の国家宗教事務局（SARA：State Administration for Religious Affairs）の長官は、最近、未登録のプロテスタント教徒とカトリック教徒に国の認可を受けた教会に所属するよう「指導する」努力を再開するよう政府の役人に要求した。長官はまた、大規模なプロテスタントの家庭教会を小規模なグループに「分断する」努力を要求している。プロテスタントの家庭教会の指導者の報告によれば、1,470 名が前年（2013 年）に拘留され、10 名が禁固 1 年以上を宣告されており、いずれもその前の年より増えている。」

2.3.8 2012 年には、政府は、未登録のプロテスタント団体に、TSPM に所属するか、又は嫌がらせ、閉鎖、若しくは他の罰則に服するよう強制しようとした。シリント市、シリント盟、内モンゴル自治区では、地元当局は、新カナン教会（New Canaan Church）に TSPM に所属するように要求した。2012 年 1 月には、公安当局が家庭教会を強制捜査し、聖書や賛美歌集を没収し、新しい錠を取り付け、賃貸契約を解除するように家主に圧力をかけ、釈放する前に数時間にわたって牧師と信者 2 名を尋問した。2012 年 5 月には、警察が、河北省石家荘市と四川省南充直轄市の閬中市の家庭教会での礼拝を妨害し、TSPM 所属の教会でのみ礼拝を行うように信者に命令した。2012 年 8 月には、広東省東莞市の 3 つの教会が、TSPM への所属を拒否した後に閉鎖された。また 2012 年 8 月には、河南省固始県の家庭教会が強制捜査され、教会の牧師が殴打され、運営を続けたければ教会は TSPM に所属しなければならないと警察は言った。2012 年 4 月には、河北省の当局は、家庭教会の会合を強制捜査し、50 名以上を拘留した。ほとんどは釈放されたが、教会の説教師を含む 7 名が年末時点で

刑の宣告を待っていた。

2.3.9 2012年5月の学生布教活動に関する指令が、共産党の中央委員会に所属する6省によって合同で発せられた。この指令は、未登録のプロテスタント教徒が「外国軍隊」によって指揮されているとの口実で、プロテスタント教徒の学生への布教活動を停止させるよう大学当局に勧告した。2012年には、江西省利川市 HOW 村において、教会が開催する学生のための夏期キャンプが強制的に閉鎖され、指導者たちが拘留され、TSPM に所属するように命令された。2012年8月には、内モンゴル自治区ウランホトの9名のプロテスタント教徒が布教活動に従事したという理由で逮捕され、2名は2年の懲役刑を宣告された。

2.3.10 政府が独断的に「邪悪のカルト教団」とみなしている未登録のプロテスタント団体のメンバーは、拘留、逮捕、及び嫌がらせを最も被りやすい。6-10 弁公室 (6-10 Office) と呼ばれる司法管轄外の治安組織は、プロテスタント教徒と自認する団体を含めるために法輪功 (Falun Gong) 活動を超えて、その任務を拡張した。政府は、少なくとも18のプロテスタント団体を禁止した。その中には、信奉者協会 (Disciples Association)、「シャウターズ (Shouters)」及び中国人の教会指導者 Watchman Lee によって創設された団体であるローカル・チャーチ (Local Church) が含まれる。

2.3.11 登録された教会のキリスト教徒が虐待又は困らせられることは異例だが、そのような事例は地方では時々発生している。ラジオ・フリー・アジア (Radio Free Asia) は、中国中央部の河南省におけるキリスト教徒へのクリスマス前の弾圧を報道した。グループは拘留されたが、釈放後も2名の牧師 (河南省出身の牧師 Zhang Shaojie と広東省深圳出身の牧師 Cao Nan) が拘留され続けていた。

2.3.12 報道機関アルジャジーラ (Al Jazeera) は、部分的にはそれが組合的であり、個人に社会帰属的側面を提供するものであるため、未登録のプロテスタントの家庭教会の数が急速に増加していると報じた。キリスト教徒数の増加に対する中国指導部の態度は、「一見矛盾した態度の融合」と説明されている。中国当局は、考えられる経済的及び社会的な利点を理由として、表面上はプロテスタントを受け入れているが、やはり、礼拝する場所や説教する内容を命令することによって、中国のキリスト教徒に対して支配権を行使することを望んでいる。

2.3.13 米国国際宗教自由委員会は、中国政府はローマ教皇庁に所属する司祭や司教の能力を含めて、中国のカトリック教徒の宗教活動に介入し続けていると報告した。国が認可を与えた「カトリック愛国会 (CPA)」といわゆる「地下の」カトリック教徒と

の間の緊張状態が続いており、司祭や司教は拘留され続けている。カトリックの聖職者を CPA に所属するよう説得又は強制する政府の努力は、最大のカトリック・コミュニティが存在する河北省と陝西省の 2 省で特に強化されている。2012 年には、司祭、神学生、及び数人の信徒が、政治的「教育」講座に参加することを強制された。

2.3.14 中国政府は、ローマ教皇庁によって認定されていない司教を指名し、これらの司教に CPA と中国のカトリック司教協議会（Catholic Bishop's Council）の双方を担当させている。CPA の司教と司祭の推定で 90% がバチカンによって秘密に叙任されており、多くの省で、CPA と未登録のカトリックの牧師と信徒団は、緊密に協力している。2006 年には、バチカンと CPA は、バチカンの承認を得ずに全ての司教を任命するという従来の政府の傾向に反して、協力して 11 名の司教を選任した。しかしながら、2010 年下半期の初頭に、CPA は、バチカンの承認を得ずに 7 名の司教を叙任し、バチカンはそのうち 4 名を破門した。3 名の司教は先にバチカンの承認を受けていたが、中国政府は、現在、ローマ教皇庁と秘密に接触したという理由でこれらの司教のうち 2 名を拘留している。

2.3.15 中国当局は、カトリックの牧師に、CPA に所属し、そのリーダーシップを認めるように圧力をかけ続けている。司祭、神学生、及び数人の信徒が、前年には、政治的「教育」講座に参加することを強制された。2012 年 1 月には、内モンゴル自治区エレンホト市出身の 6 名の司祭が、Suiyuan 司教管区において未登録カトリック教徒のためにパストラルケアとリーダーシップの問題について話し合うために会合しようとして、逮捕されたと伝えられている。6 名のうち 4 名は、数日のうちに釈放されたと伝えられているが、神父 Ban Zhanxiong と Ma Mumin の行方は不明のままである。逮捕は、先に承德市（河北省）の司教の違法の叙任に参加したバチカン所属の司教である Paul Meng Qinglu 司教による Erenhot 市の司祭の異動に関する論争に関係していたと伝えられている。逮捕以来、警察は、神学校を閉鎖し、地域の教会に警察を配置していると伝えられている。

2.3.16 中国問題に関する連邦議会・行政府委員会（CECC : Congressional-Executive Commission on China）によれば、少なくとも 40 名のローマカトリックの司教が投獄若しくは拘留されているか、又は強制的に行方不明になっている。その中には、高齢の Su Zhimin 司教も含まれており、その現在の所在は不明であり、1970 年代から厳しく監視されていた。加えて、2001 年 4 月に拘留された Shi Enxiang 司教と Yao Ling 補佐司教の所在も不明のままである。2009 年 3 月に拘留された 2 名の未登録司祭 Ma Shengbao と Paul Ma の所在も不明のままである。さらに、Li

Huisheng 神父は「政府に対して民衆を扇動した」という理由で 7 年の禁固刑で服役中であり、Wang Zhong 神父は新しい未登録教会を聖別する儀式を開催したという理由で 3 年の禁固刑で服役中である。

2.3.17 香港カトリック司教管区の正義と平和委員会 (Justice and Peace Commission of the Hong Kong Catholic Diocese) は、中国政府の人権記録の「国連人権理事会の 2013 年 10 月の普遍的定期審査のための中国における宗教の自由に関する意見書 (Opinion on Religious Freedom in China for the UN Human Rights Council's October 2013 Universal Periodic Review)」の中で、中国のカトリック教会に対する中国政府の方針について懸念を表明した。意見書によれば、2 つの国家統制下の団体—中国カトリック愛国会と中国カトリック教会司教会議 (Bishop's Conference of the Catholic Church in China) によって管理される「独立的、自治的、および自己管理された」教会という政府の政策は、信仰深い基本的なカトリック教義の良心に違反している。中国政府は、ローマ教皇庁と外交関係を維持しておらず、2013 年にも関係の正常化への目に見える進展はなかった。

2.4 キリスト教徒に対する暴力

2.4.1 国際キリスト教コンサーン (ICC : International Christian Concern) は、主に 2013 年に中国当局の地元役人および警察官によって不当な扱いを受けた未登録のプロテスタント教会の牧師や信徒である、キリスト教徒に対する多数の激しい攻撃を報告している。8 月 13 日に、海南省臨城県リンカオの多数のキリスト教徒が、建築用地で建築工事を阻止しようとしたときに、都市管理官によって激しく殴打された。キリスト教徒は、用地に教会が建てられるのを楽しみにしていたが、地元政府の役人が開発業者に用地を秘密裏に売却していた。数名の子どもと高齢の市民が負傷し、2 名の女性が意識不明に陥った。警察は、攻撃に対処することを拒絶したと伝えられている。

2.4.2 また 2013 年 8 月 13 日に、Linfen の家庭教会の指導者 Li Shuangping が、地元政府の警察官によって拉致され、殴打された。Li は、自動車で家に帰るときに、明らかに酩酊した若い男が氏の自動車の通ridor によろめいたために、停止することを余儀なくされたと伝えられている。氏が停止したとき、1 台の自動車が隣に走り寄ってきて、氏は「酩酊した」男と他の 3 名によって自動車から引きずり出された。氏は、縛られ、殴打され、蹴られて、殺してやると脅された。最後に、氏は自動車から野原に放り出

され、解放されて帰宅した。

2.4.3 ICC の報告は、キリスト教徒の殴打と拉致、繰り返される教会の破壊、地元当局によって拘留されて、脅迫されるキリスト教徒など、2013 年の多数の事件について詳細に説明している。犠牲者は、常に、公式の TSPM への所属を強要されている。

付属書類 B 判例

QH (Christians - risk) China CG [2014] UKUT 00086 (IAC) (2014 年 3 月 14 日)

この国の指針となる事件において、裁判所は次のように判決を下している。

「パラグラフ 137」

「中国におけるキリスト教徒に対するリスク

- (1) 一般に、中国で信仰を表明し生活しているキリスト教徒に対する迫害の危険性は非常に低く、実際、統計的にはほとんど無視できるほどである。中国の憲法は、特に宗教の自由を保護しており、2005 年宗教関係規則 (Religious Affairs Regulations 2005) は、キリスト教の教会と指導者が中国国内で活動することができる条件を定めている。
- (2) 中国におけるキリスト教徒の数は、3 つの国に登録されている教会と未登録の教会すなわち「家庭」教会の双方で、急速に増加している。個人は、礼拝に関する好みに従って、国に登録されている教会と未登録の教会との間で自由に移動することができる。
- (3) 国に登録されている教会におけるキリスト教徒
 - (i) 国に登録されている教会での礼拝は、RRA に従って中国政府の国家宗教事務局 (SARA : State Administration for Religious Affairs) によって監視されている。
 - (ii) 規制の措置は RRA に定められており、その実施は、中国国家によるか又は国家以外の当事者によるかを問わず、一般に、国際的な保護を必要とする迫害、重大な危害、又は虐待に至るほど過酷なものではない。
 - (iii) 例外的に、社会的秩序及び RRA の運用を批判するか又は批判していると認められる特定の反体制の司教又は著名な個人については、事実に応じて国際的な保護

が必要となるような迫害、重大な危害、又は虐待の危険性が生じる可能性がある。

(4) 未登録の教会すなわち「家庭」教会におけるキリスト教徒

- (i) 一般に、未登録の教会内で礼拝する数百万人のキリスト教徒が希望通りに会合し、信仰を表明することができることを示す証拠がある。
- (ii) 未登録の教会又はその礼拝者に対する一定のパターンの迫害、重大な危害、又は他の基本的人権の侵害が存在するという結論を裏付ける証拠はない。
- (iii) 概して、中国当局によるキリスト教徒コミュニティに対する何らかの過酷な取扱い、教会としての使用に関する計画許可が得られていない場合の教会建物の閉鎖及び／又は許可を得ない公然とした礼拝又はデモの防止若しくは妨害にとどまっていることを示す証拠がある。
- (iv) 未登録の教会で礼拝することを選択し、かつ彼ら自身に又は政治的、社会的若しくは文化的な見解に地元当局の注意を引くような方法で行動する特定の個人のキリスト教徒に関して、国際的な保護が必要となるような虐待、重大な危害、又は虐待の危険性が生じる可能性がある。
- (v) しかしながら、そのような者が逮捕状の対象者であるか、その氏名がブラックリストに載っているか、又はその者が判決待ちの状態でない場合は、そのような危険性はその者が居住し、戸籍（*hukou*）を有する地元地域に限定される。
- (vi) 従来、何よりも社会的及びその他の利益に対する権利が由来する厳格な家族を基本とする構造である地方や都市部における個人を登録する戸籍制度（*hukou system*）は、著しく緩んでおり、多くの中国人の国内移住者は、全く登録しないか又は一時居住許可を得て、都市部の戸籍（*hukou*）を持たない都市に居住し、そこで働いている（AX (family planning scheme) China CG [2012] UKUT 00097 (IAC) 及び HC & RC (Trafficked women) China CG [2009] UKAIT 00027 を参照）。
- (vii) 未登録の教会に対する地元の役人の対応が様々であることを考慮に入れると、地元で危険にさらされている個人のキリスト教徒は、正常に中国の別の場所に安全に移動できる。国内移動の規模及び中国の広大な地理的規模と膨大な人口を考慮すると、適切な戸籍（*hukou*）がないことだけでも、国内移動が不合理に又は不

当に厳しいものにはならない。